

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市都市公園条例 (占用料)			○川崎市都市公園条例 (占用料)		
第17条 都市公園を占用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める占用料を徴収する。			第17条 都市公園を占用する者からは、次の表に定める金額の範囲内において規則で定める占用料を徴収する。		
占用料			占用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
電柱その他これに類するもの (支線、支柱及び支線柱を含む。)	1月1本につき	590円	電柱その他これに類するもの (支線、支柱及び支線柱を含む。)	1月1本につき	590円
電線その他これに類するもの	1月1メートルにつき	3円	電線その他これに類するもの	1月1メートルにつき	3円
鉄塔	1月1平方メートルにつき	510円	鉄塔	1月1平方メートルにつき	510円
変圧塔	1月1個につき	510円	変圧塔	1月1個につき	510円
簡易型携帯電話システム無線 基地局	1月1個につき	250円	簡易型携帯電話システム無線 基地局	1月1個につき	250円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1月1メートルにつき	740円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	1月1メートルにつき	740円
通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽、下水道施設等で地下に設けられるもの	1月1平方メートルにつき	300円	通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽、下水道施設等で地下に設けられるもの	1月1平方メートルにつき	300円
郵便差出箱、信書便差出箱及び公衆電話所	1月1個につき	510円	郵便差出箱、信書便差出箱及び公衆電話所	1月1個につき	510円
標識	1月1本につき	410円	標識	1月1本につき	410円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	1月1平方メートルにつき	840円	橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	1月1平方メートルにつき	840円
天体、気象又は土地観測施設	1月1平方メートルに	200円	天体、気象又は土地観測施設	1月1平方メートルに	200円

改正後			改正前		
		つき			つき
工事用施設及び工事用材料置場		1月1平方メートルにつき	1,280円	工事用施設及び工事用材料置場	1月1平方メートルにつき
競技会、展示会その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの 広告塔、アーチその他これらに類するもの	1枚の表示面積1日1平方メートルにつき 1日1点につき	3,400円 11,300円	競技会、展示会その他これらに類する催しを行う際一時的に掲出する広告物	看板、横断幕その他これらに類するもの 広告塔、アーチその他これらに類するもの
自転車駐車場		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定める額に0.0025を乗じて得た額	自転車駐車場	1月1平方メートルにつき
地域における催しに関する情報を探提供するための看板		1月1平方メートルにつき	320円	地域における催しに関する情報を探提供するための看板	1月1平方メートルにつき
地域における催しに関する情報を探提供するための広告塔		1月1平方メートルにつき	1,500円	地域における催しに関する情報を探提供するための広告塔	1月1平方メートルにつき
保育所その他の社会福祉施設(政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。)		1月1平方メートルにつき	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定	保育所その他の社会福祉施設(政令第12条第3項第1号から第5号までに掲げるものに限る。)	当該都市公園の1平方メートル当たりの土地の価額として規則で定

改正後			改正前		
		める額に 0.0025を乗 じて得た額			める額に 0.0025を乗 じて得た額
その他の占用物件	前各項類似の項目に準じて市長が定める。		その他の占用物件	前各項類似の項目に準じて市長が定める。	
2	前項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間が1月未満であるときは、同項の規定により算出した占用料の額に100分の110を乗じて算出するものとする。		2	前項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間が1月未満であるときは、同項の規定により算出した占用料の額に100分の110を乗じて算出するものとする。	
3	第1項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間の1月未満の端数は1月とし、 <u>表示面積若しくは占用面積若しくは占用の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するもの</u> とする。		3	第1項の占用料を算出する場合において、占用料の額を算出する基礎となる期間の1月未満の端数は1月とし、 <u>面積の1平方メートル未満の端数は1平方メートルとし、長さの1メートル未満の端数は1メートル</u> とする。	